水巻町　入札参加のご案内

はじめて水巻町の入札に参加される場合は、以下の入札の流れや Q&A を参考に事前準備を行ってください。また、別紙「入札の注意事項」の内容も必ず確認し、入札当日までに別紙「入札参加チェック表」で最終確認を行ってください。

■　指名通知から入札当日までの流れ

1．指名通知

水巻町から入札指名業者に対し、電話で入札参加案内（指名通知）の連絡を行います。その際に資料ダウンロード用パスワードをお伝えしますので、忘れないよう記録しておいてください。

資料ダウンロード用パスワード：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2．資料ダウンロード

水巻町ホームページ左側に設置している「入札・契約情報」のリンクから、「入札のお知らせ（書類ダウンロード）」⇒「工事」または「業務・その他」にアクセスし、指名された入札案件の資料をダウンロードしてください。その際、指名通知でお伝えした資料ダウンロード用パスワードが必要になります。

3．質疑提出

設計書や仕様書の内容について質疑がある場合は、ダウンロードした質疑応答要領に記載された質疑期限までに指定の質疑書を水巻町管財係に提出してください。（FAX 可）
※質疑を FAX で行った場合は、入札当日に質疑書原本を提出してください。

4．質疑応答

質疑応答要領に記載された応答日時に、水巻町ホームページで質疑の回答を公開します。入札資料をダウンロードしたページと同じページで確認できますので、資料ダウンロード用パスワードを入力し、アクセスしてください。
参加業者全ての質疑を掲載しますので、質疑を行っていない場合でも必ず確認してください。

5．入札当日

指名競争入札通知書に記載された日時・場所で入札を行います。記載された時間までに入札会場に入室できなかった場合は、失格となり入札に参加できませんので、必ず時間までに到着するようにしてください。

【持参するもの】

- １回目の入札書（入札件名、社名を記載した封筒に入れ、糊付け・封印したもの）
- （代理人が参加する場合）委任状
- （工事入札のみ）工事費内訳書
- （業務・その他）2、３回目用の予備の入札書２枚（押印したもの、封筒は不要）

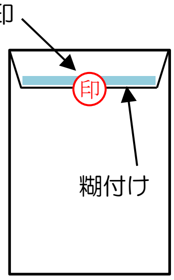

【注意点】

- １回目の入札書は封筒に入れ、開口部を糊付け・封印してください。
- （業務・その他）入札は最大３回行われますので、社名記載・押印済み、金額のみ未記載の入札書を２枚準備してください。（2 回目以降は入札書に記載できる金額に制限がありますので、必ず金額未記載のものを準備してください。）

■　入札当日の流れ

1．入札時間までに入札会場に入室し、着席してお待ちください。（席は自由です。）
入札会場には各社１名しか入れません。

2．入札開始前に町職員が委任状と工事費内訳書（工事入札のみ）の提出を案内します。

3．入札時間になると、町職員の宣言により入札が開始されます。ただし、参加業者全員が揃い、入札準備が整った場合は、時間前でも入札を開始します。

4．町職員による入札の注意などの説明後、入札書（封筒）を入札箱に投函します。投函の順番は自由ですので、封筒の糊付け、封印を最終確認し、投函してください。

5．全ての参加者が投函したら町職員が入札書を開封し、全社の金額を読み上げます。
【落札者の決定について】
〇工事入札の場合
・予定価格と最低制限価格を事前公表し、その間の価格での入札となりますので、入札は１回で終了します。
〇業務・その他の入札の場合
・入札価格のうち最低価格のものが、事前に町が設定していた予定価格を下回った場合は、その入札者が落札者となり入札が終了となります。
・全ての入札価格が予定価格を下回らなかった場合は２回目の入札になり、予定価格を下回るまで最大３回の入札を行います。
・３回目でも予定価格を下回らなかった場合は、落札者なしとして入札を終了します。

6．落札者が決定した場合は、町職員から契約書作成の説明を行います。その他の参加業者は解散となります。

■　Q&A

Q：電話やメールでの質疑はできませんか？
A：質疑は質疑書の持参か FAX のみとしています。ただし、入札の手順や書類作成方法などの事務手続きに関する質問は電話でも受付けますので、水巻町役場管財係 093-201-4321 までご連絡ください。

Q：質疑書は指定のものしか使用できませんか？
A：原則として指定のものでお願いしていますが、入札件名、社名、日付、質疑内容などの必要事項が記載されていれば、別様式での質疑も受付けます。

Q：委任状が必要な場合はどのようなときですか？
A：入札当日に、入札者以外の従業員などが入札を行う場合に必要です。
※入札者：町に業者登録している場合は、その登録者。未登録の業者の場合は、代表者、支店長などの契約権者（契約書作成時に契約者として記載する人）

Q：自分の会社の様式の見積書で入札できますか？
A：当町指定様式の入札書でしか入札できません。

Q：入札書を自分のパソコンで作成してもいいですか？
A：作成しても結構ですが、当町指定様式と同様のものとしてください。

Q：入札書を入れる封筒に指定はありますか？
A：特に指定はありませんが、長３サイズの封筒が最適です。封筒の表面に入札件名と会社名を記載し、開口部は必ず糊付け、封印を行ってください。

Q：入札を辞退したいときはどうすればいいですか？
A：お手数ですが、辞退届を作成して入札日までに水巻町役場管財係まで持参または郵送してください。郵送の場合は事前にFAXで辞退届の送信をお願いします。

Q：入札を辞退した場合、何らかの不利益はありますか？
A：入札を辞退することによる不利益は何ら発生しません。